

性同一性障害への取組み
に関する報告書

平成28年5月9日

松本市議会教育民生委員会

目 次

1	はじめに	．．．．．	P 1
2	調査・研究の経過	．．．．．	P 1
3	本市の現状	．．．．．	P 1
4	性同一性障害当事者との意見交換	．．．．．	P 2
5	教育従事者との意見交換	．．．．．	P 3
6	おわりに	．．．．．	P 5
<参考資料>			
	国・県及び他自治体の状況	．．．．．	P 6

1 はじめに

性同一性障害とは、「生物学的性別と性の自己認識とが一致しないために、自らの生物学的性別に持続的に違和感を持ち、自己意識に一致する性を求め、時には生物学的性別を己の性の自己意識に近づけるために性の適合を望むことさえある状態」を指す医学的な疾患です。

平成27年4月に、電通ダイバーシティ・ラボ（電通総研）がインターネットを通じて全国の20代から50代のおよそ7万人を対象に調査を行った結果、性的マイノリティに該当する人は全体の7.6%で、13人に1人と発表されています。日本全体では約700万人に及ぶ計算になります。

こうしたことから、最近では、新聞やテレビなどのメディアでも取り上げられるようになり、社会的にもその認識が広まりつつあります。

今後、本市においても、この課題に対して向き合うことは避けては通れないものと考え、性同一性障害の現状と課題について調査・研究をしました。

2 調査・研究の経過

(1) 平成27年9月17日(木)

性同一性障害の当事者である長岡春奈氏による講演

演題：「性同一性障害の現状と課題（当事者の生き難さ）」

(2) 平成28年3月2日(水)

学校現場における性同一性障害について、教頭会代表、養護教諭との意見交換

3 本市の現状

(1) 心理カウンセラーによる「心と生き方の面接相談」（予約制）

(2) 健康相談

(3) 子どもの権利相談室「こころの鈴」

(4) まちかど保健室

(5) 自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」

(6) 市民相談室（弁護士、司法書士等）

※本市では、上記のような相談窓口が設置されていますが、専用窓口はありません。

(7) 学校における研修・学習状況について（松本市教育委員会学校指導課より聴取）

ア 松本市人権教育研修会の講演（平成27年7月31日(金)）

講師：長岡春奈氏

イ 松本市教頭会人権講演会（平成28年1月19日(火)）

講師：長岡春奈氏

ウ 学校での性同一性障害に関する学習の実践

平成27年度 菅野中学校

講師：田村綾乃氏（性同一性障害当事者）

4 性同一性障害当事者との意見交換（長岡春奈氏の講演を聞いて）

(1) 現状

- ・ 当事者はこの問題に苦しんでいるという一人ひとりの認識の欠如
- ・ 性同一性障害当事者が感じる一般社会との距離感
- ・ 潜在的な当事者の存在
- ・ 当事者の苦しみは凄まじい。
- ・ 教育現場での指導が十分でない。
- ・ 子供の頃に体と心の性の違いに気付き、悩みながら成長して、差別の壁に当たり、自殺をも考える方もいる。

(2) 課題

- ・ 学校等で差別が起こらないように配慮する。
- ・ 親族や地域社会へカミングアウトしやすい環境づくり
- ・ 幼少期から第二次性徴時に違和感を覚えた生徒への対応
- ・ 多様な価値観や生き方を理解するための学習等の取組み

(3) 委員の所感

多様な性に限らず、世の中の様々な価値観や生き方への理解は、教育を通してより深く身に着けることができます。なぜなら、私たち人間は、たとえ自分が経験していなくても、あるいは自分の身近に当事者がいなくても、自分とは異なる価値観や生き方を選択した人たちを認められる能力を持っているからです。

しかし、今回の意見交換を通して、当事者や関係する方々への対応や、教育現場の指導がまだまだ不十分であるために、当事者の苦悩は計り知れないものがあることがわかりました。

社会的な理解を一気に促すことは困難であるかもしれませんが、できることを着実に粘り強く続けることが重要です。そして“政治”としてどこにサポートが必要なのかを考え、対応していく必要性を痛感しました。

5 教育従事者との意見交換

(1) 養護教諭代表との意見交換（委員の感想）

- ・ 生物学的視点で男女の性の成り立ちを教える方法など、正確な情報を伝えることで、生徒が正しい知識を身に付けることができ、教職員や保護者も多様な人の生き方を認めていける力になっていくと感じた。
- ・ 市内の小中学校で性教育の授業の取組みに差があり、この点からまず考えていけないといけない。
- ・ 性教育を通して人権教育にもつながり、性に関する相談がしやすい環境づくりも必要
- ・ 性の多様性を理解できると同時に、生まれながらの問題は本人の責任に存するところではなく、差別したり不利益を被ったりということはあり得ない問題。実際話を聞いてみて、その苦しみを感じた。
- ・ 性同一性障害が、一定の確率で起こりうる様態の一つであるということは、ほとんど認識されていない。このことが社会全体の共通認識となることが差別

をなくすことにつながっていくものと考え。教育課程に具体的に取り入れるなど国の抜本的な取組みを期待したいが、本市としても、今回のような研修を計画的に担当できる人材の養成が急務と言える。

- ・ L G B T理解のための学習をすれば大多数は良いかもしれないが、逆に思い悩む子供も出てくるのかと思うと複雑な心境

(2) 教頭会代表との意見交換（委員の感想）

- ・ 苦しんでいる子どもたちに、学校現場で学ぶ場と、フォローできる環境づくりに取り組んでいただき、よき理解者になっていただきたいと願う。
- ・ 保護者の方にも理解を求める必要性を感じる。
- ・ 教職員・生徒・保護者の三者が共通認識のもとで職場が個々に独立している環境なので、学校間のこまめな情報交換が必要だと思う。
- ・ 教頭会では毎年人権教育研修会を開催しているので、今後、職員研修を重ねて行ってほしい。また、児童・生徒の変化等の気付きが進んでいくことも重要であると思う。
- ・ 全体的にまだ入り口に入ったところで、市内の小中学校では差が大きい状況であると思う。
- ・ 人権問題として様々あるが、どんな境遇であっても幸せがつかめるよう、そんな地域社会にしていかなければと感じた。

6 おわりに

今日の教育現場において、全国的には性同一性障害に対する取組みを始めた学校がある一方、本市では取り組んでいない学校が多数あります。

ようやく取り上げられたと評価する意見もある一方、果たして学校教育で扱う問題なのかと疑問視する意見もあります。確かに、「性的少数者」「LGBT」という用語を使うことによって、意図せずに二次差別¹を助長させてしまう恐れも否定できません。

しかしながら、性同一性障害当事者の抱える悩みは深刻であり、こうした実情に対応できる環境づくりが求められています。

多様な価値観や生き方が尊重される差別のない社会を目指すためには、共通認識を図ることが重要であります。

本市においても、市民や職員が性同一性障害に対して正しく認知し、理解を深められる取組みや、若年層への学校教育を重視し、学校同士の連携を積極的に行っていくことも必要と考えます。

¹ カテゴライズする「言葉」を与え使用することで、それが「他者への指さし」となり、性的マイノリティーの権利保障の取組み自体が、当該対象者に対する新しい差別を作り出してしまうこと

国・県及び他自治体の状況

1 国

- (1) 平成15年、「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が、議員立法により制定
- (2) 平成22年、文部科学省より各都道府県教育委員会等に対して、「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」を通知
- (3) 平成26年、文部科学省が、「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」を実施し、様々な配慮の実例を確認
状況調査の概要 … 別添のとおり
- (4) 平成27年、文部科学省から各都道府県教育委員会等に対して、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」通達
- (5) 厚生労働省のホームページ「みんなのメンタルヘルス総合サイト」内における情報提供

2 長野県

平成22年、「長野県人権政策推進基本方針」を策定。人間の性のあり方に対する理解を深め、同性愛、両性愛、性同一性障害など性的少数者に対する偏見や差別の解消を目指す。

3 大阪府大阪市淀川区

平成25年9月、「(*) L G B T支援宣言」(全国自治体初)。

性の多様性の象徴とされるレインボー旗を掲げ、ホームページや広報誌により応援。市職員はL G B T当事者と交流を深めながら、正しい知識を学び、正しい情報発信と活動支援を目指す。

* L G B T … 同性愛のレズビアンとゲイ、両性愛のバイセクシャル、体の性と心の性が異なるトランスジェンダーの頭文字をとった略語。多様な性のあり方を持っている人を指す、セクシャルマイノリティの総称。

4 東京都渋谷区

平成27年4月1日施行の「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」に基づき、同年11月から「(*) パートナーシップ証明書」を交付。

* パートナーシップ証明 … 男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備えた、戸籍上の性別が同じ二者間の社会生活における関係を「パートナーシップ」と定義。一定の条件を満たした場合に、パートナーの関係であることを証明するもの。

5 東京都世田谷区

平成22年に制定した男女共同参画会議の基本プランにおいても、多様性を認め合う対象として性的マイノリティを明記。

平成27年3月、当事者にヒアリングを実施。「区として存在を認めてほしい」旨の要望を受け、同年11月、同性のパートナーシップ宣誓書を交付。

6 神奈川県川崎市

平成22年、市内在住の母親から「性同一性障害の相談窓口をわかりやすくしてほしい」旨の手紙を受理。

市が調整役となり、市精神保健福祉センター、教育委員会、児童相談所が連携して、市民に対して相談窓口を明らかにすることから取組みを開始。